JA共済

令和８年 11 月４日（No.08-24）

News Release

令和９年１月実施 傷害共済の仕組改訂等について

～「熱中症保障特約」の新設／引受限度額の引上げ／掛金率水準の見直し ～

ＪＡ共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 村山 美彦）では、組合員・利用者の皆さまを取り巻くリスクや環境の変化に対応するとともに、将来にわたり安定的な保障を提供するため、令和９年１月１日から傷害共済において「熱中症保障特約」の新設をはじめ、引受限度額の引上げおよび掛金率水準の見直しを実施します。

つきましては、その概要を以下のとおりご案内します。

１．熱中症保障特約の新設

近年の気温上昇や猛暑日の増加等に伴い、熱中症への備えに対するニーズが高まっている状況を踏まえ、普通傷害共済、農作業中傷害共済およびイベント傷害共済（包括契約）に「熱中症保障特約」を新設します。

＜熱中症保障特約の概要＞

保障内容	➢ 被共済者が「熱中症（日射病・熱射病）」によって入院・通院されたり、死亡された場合等に、共済金（死亡共済金、後遺障害共済金、重度後遺障害費用共済金、部位・症状別治療共済金）をお支払いします。 ➢ 死亡共済金、後遺障害共済金、重度後遺障害費用共済金が支払われる場合、死亡共済金額「50 万円」を基準として共済金の額を算出します（注１）。 ➢ 部位・症状別治療共済金が支払われる場合、支払倍率は「15 倍」となります（通院が５日未満の場合は２倍となります）。
対象の傷害共済の種類	➢ 普通傷害共済 ➢ 農作業中傷害共済 ➢ イベント傷害共済（包括契約）
付帯条件	➢ 共済期間１年のご契約（注２）に自動的に付帯します。

（注）１．死亡共済金額が 50 万円未満の場合は、死亡共済金額と同額とします。

２．共済期間１年の共済契約に追加加入される共済期間１年未満のご契約および団体の事業年度にあわせるために共済期間１年未満としたご契約を含みます。

２．引受限度額の引上げ

農業従事者の平均年齢の高まりを踏まえ、組合員・利用者の皆さまに必要な保障を確保いただけるよう、普通傷害共済および農作業中傷害共済における70歳以上の引受限度額（加入できる保障額の上限）を、以下のとおり引き上げます。

＜普通傷害共済・農作業中傷害共済 引受限度額引上げ内容＞

区分	傷害共済の種類	個人契約・記名式集団契約			
		0～49 歳	50～69 歳	70～80 歳	81～99 歳
現行	普通傷害共済	1,000 万円 7,500 円	1,000 万円 5,000 円	500 万円 2,000 円	50 万円 2,000 円
	農作業中傷害共済			1,000 万円 5,000 円	50 万円 2,000 円
改訂後	普通傷害共済	1,000 万円 7,500 円	1,000 万円 5,000 円	**1,000 万円** **5,000 円**	**300 万円** **3,500 円**
	農作業中傷害共済			1,000 万円 5,000 円	**300 万円** **3,500 円**

※　下線部が変更箇所。
※　上段：死亡共済金額、下段：部位・症状別治療共済金額。
※　団体契約、その他傷害共済の種類に変更はありません。

３．掛金率水準の見直し

平均年齢の高まりなどに伴うリスク実態の変化や将来の見通しを踏まえ、今後も組合員・利用者の皆さまへ安定的に保障を提供し続けるため、掛金率水準の見直しを実施します。

あわせて、普通傷害共済については、保障対象者の平均年齢の高まりや年齢別の事故発生状況を踏まえ、年齢ごとのリスク実態をより適切に掛金率へ反映するため、年齢階層別掛金率区分を現行の２区分（0～80歳、81～99歳）から３区分（0～69歳、70～80歳、81～99歳）に変更します。

なお、掛金の改定率は、傷害共済の種類や被共済者の職種、契約内容等によって異なりますが、その目安は次頁のとおりです。

＜傷害共済の種類別改定率（目安）＞

傷害共済の種類	改定率
普通傷害（0～69 歳）	＋４％～+６％程度
（70～80 歳）	+32%程度
（81～99 歳）	+22%程度
就業中傷害	▲10%～+３％程度
農作業中傷害	＋２％～+22%程度
交通事故傷害	▲13%程度

傷害共済の種類	改定率
学校管理下外傷害	+24%程度
特定農機具傷害	▲６％～+２％程度
臨時作業傷害	▲19%～▲４％程度
旅行傷害	+14%程度
イベント傷害	▲19%～▲８％程度
ボランティア活動（傷害保障部分）	▲１％程度

※　改定率は代表的な契約例に基づくもので、実際の掛金の変動幅は契約内容により異なります。

※　改定率には熱中症保障特約の新設による影響を含みます。

上記１．～３．の内容は、共済期間の始期日が令和９年１月１日以後の傷害共済契約に適用します。

ＪＡ共済連では、引き続き、組合員・利用者の皆さまを取り巻く環境の変化に対応し、社会的要請に応えるとともに、ニーズを反映した仕組みの開発を行ってまいります。

以　上